

令和6年度飯山ガソリン単価契約仕様書

北信地域振興局総務管理課

1 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 購入品目及び予定数量

レギュラーガソリン 14,500 リットル

※予定数量は単価設定のための目安であり、購入を約束するものではない。

3 給油の条件

(1) 次のいずれかの道路に面した場所に給油所を有すること。

① 国道117号線の伍位野交差点から皿川交差点の間

② 国道117号線の北畑南交差点から、飯山赤十字病院前市道の日赤病院交差点を通り、皿川交差点までの間

なお、セルフサービスの業務形態でもよいが、その場合、給油所スタッフが給油を行うこと。

(2) 受注者が発行する給油カード等を使用することとし、給油カード等ごとに給油の年月日、給油量のデータ管理ができること。

(3) 給油の都度、日付・給油量・車両番号（又は給油カード番号）が記載された納品書を発行すること。

4 代金の請求方法

(1) 代金は、契約書（案）第7条第1項に規定するとおり請求を行うこと。

(2) 請求は、月ごとに行うこととし、給油した月の翌月の10日までに北信地域振興局総務管理課へ提出すること。

(3) 請求書は、発注者（3者）ごとに作成し、それぞれに車両ごとの給油日及び給油量がわかる明細書を添付すること。

6 単価の変更

契約書（案）第11条に規定する「市場価格の変動により契約内容が著しく不相当となったときの契約内容の変更」については、別紙「令和6年度飯山ガソリン単価契約 変更契約協議方法」のとおりとし、変更契約の協議を行う。

7 その他

(1) 給油カード等について

- 受注者は、北信地域振興局総務管理課が提出するリストを基に給油カード（ケース付き）又は給油伝票を（約65部）用意し、別途指定する日までに北信地域振興局総務管理課に提出すること。
- 給油カード等には、使用する所名、車両番号等の情報を表示すること（シール等でも可）。
- 年度当初から給油カード等は使用可能であること。
- 給油カード等の発行については、契約期間内での増減等に都度対応すること。